



<http://kinkifukusha.jp>

複写 NEWS

No.249

本紙は組合員様に組合活動を出るだけ詳しくお知らせし、よりご理解をしていただく目的でお届けしています。是非ともお読みください。

発行:近畿複写産業協同組合
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋1丁目5-6
TEL06-6201-4766・FAX06-6201-4768
発行責任:楠本雅一
監修責任:桑田鞆比古
編集制作:小野恵美子
問い合わせ:knk-fuku@kinkifukusha.jp

『事業主・実務担当者向け 401k セミナー』の開催

平成26年3月4日14:00から16:00コンファレンスプラザ大阪御堂筋にて「事業主・実務担当者向け401kセミナー」を開催致しました。講師に複写連401k専任コンサルタント 佐々木信司(1級DCプランナー)様をお招きしました。

☆確定拠出年金(401k)の概要

☆確定拠出年金(401k)を活用した『退職金制度の見直し事例』

☆マッチング拠出とは~401k加入者(事業主含む)のみに認められる『大きな税メリット』

☆NISAと資産運用について

複写DCプラン401kとは、掛金は企業が毎月支払い、その掛金を従業員は「自分の判断」で『運用商品』を選択し、運用します。従って運用結果は自己責任となります。また、給付は60才からとなります。転・退職した場合、その資産は持ち運び(次の職場へ)できます。

では、2013年1月から改正となったマッチング拠出とは何か?

税のメリットを有効に活用し、将来の資産を形成する金融商品です。

事業主掛金に上乗せして「加入者自身」が給与天引きで掛金を捻出できる制度で、加入者(経営者含め)が拠出した掛金は、**全額が所得控除の対象**となる、企業型の確定拠出年金にだけ認められている仕組みです。企業の導入費用は無料で給与天引きの業務が発生し、年末調整業務時、社会保険料等の欄へ拠出金を追加します。

例えば、毎月5,000円拠出の場合、12カ月で計60,000円控除となり所得税額15%の方なら年末調整で税金が9,000円戻ってくる計算となります。当然住民税も軽減されます。留意点は企業拠出分と同じく、60才迄受け取ることが出来ません。しかし、長期複利効果で5,000円を30年間拠出続けた場合、仮に4%で運用できた場合には、180万円ほどが350万円と約2倍になって戻ってくる計算です。運用結果は、自己責任となりますが長期にコツコツ積立運用していくと、長期分散、時間分散効果が大きい期待できるわけです。

まとめとして、経営者にとって退職金制度とは**※長期勤続の功労金※老後の所得保障※賃金の後払い**の要素が

あります。例えば退職金給付制度の一環として退職金を一部前払いをすれば事業主掛金が増加し、加入者がマッチング拠出できる金額も増加するので、加入者の所得税や住民税が軽減されるメリットが十分に活用できます。ライフプランで必要な老後の資金を上手に形成していきたいものです。

詳しい事をお知りになりたい場合、組合事務局までご連絡下さい。

確定拠出年金選任コンサルタントの講師佐々木様をご紹介します。



リコーセミナー消費増税改正内容と社内システムに与える影響

平成 26 年 1 月 22 日開催セミナーに参加しました。

消費税法改正内容

1. 税率の引き上げ

現行	消費税率	4. 0 %	地方消費税率	1. 0 %	合計	5. 0 %
平成 26 年 4 月 1 日		6. 3 %		1. 7 %	合計	8. 0 %
平成 27 年 10 月 1 日 (未定)		7. 8 %		2. 2 %	合計	10. 0 %

2. 中間申告義務 直前の課税期間の確定消費税額 48 万円以下 任意の中間申告 (年 1 回) が可能になる。
(前年と比べ消費税納税額が大きく変わる可能性がある場合は、ある程度正確な中間申告を行う方が資金繰りに負担を分散することができます。)

3. 消費税増税に伴い食料品などの生活必需品への軽減税率適用について議論が進められている。

さて、そんな中 こんな時は？

Q1. 施行日の前日 (平成 26 年 3 月 31 日) までに仕入れた商品を施行日以後に販売した場合、消費税の適用関係は？

A1. 平成 26 年 4 月 1 日以後に販売する場合には新消費税法 (新税率) が適用されます。但し商品の仕入れについては、課税仕入れに係る消費税額は、旧消費税法の規定に基づき計算することになります。(経過措置通達 3)

Q2. 平成 26 年 3 月中に同日から 1 年間のコピー機械などの保守契約を締結し、保守料を受領した場合消費税法の適用は？

A2. 物の引き渡しを要しないものにあつては、その約した役務全部を完了した日が資産の譲渡などの時期とみなし、この場合施行日以後に行なう課税資産の譲渡等となるので、原則として新消費税法 (新税率) が適用されます。

但し、契約又は慣行により 1 年分の対価を収受することとしており、その時収益に計上しているときは、施行日の前日までに収益計上したものについて旧消費税法 (旧税率) を適用して差し支えありません。

Q3. 販売商品の返品について、4 月中に返品を受けた商品は、3 月中の販売に対応するものとして処理している場合、旧消費税法の規定に基づき、売上に関する対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えありません。(改正法附則 11)

なお、この様に取り扱う場合には当事者間において取り交わす請求書等には適用税率を明記します。

さて、他に実務への影響として

1. 請求書・納品書の明細の表記変更
2. 新税率・旧税率混在によるチェック
3. 売買契約書の変更・・・
4. システムへの影響も考えられる。財務会計/販売・仕入れ

早めの対策を試みないと 4 月 1 日時点でデータの入力が出来なくなる可能性も。

組合事務局では 3/20~4/20 分請求書への消費税率混在を防ぐため、一旦全組合員様に対し、3/31 時点で締め作業を行い、新たに 4/20 時点でも締め作業をする予定です。従って請求書 2 枚組でご提示することとします。詳細は、2 月 25 日にお送りしましたご案内をご覧ください。

この様に さまざまところで支障をきたす可能性のある増税対策。早め早めの対処を心掛けましょう。

促術」VO1.8 2013SPRING号をご覧ください。そして、セミナー参加者へ贈呈された「増販増客実例集」vol.11 2014年版にも増販増客のヒントが沢山詰まっています。興味のある方は組合にてご覧頂けます。

第7回富士ゼロックス製品紹介販売キャンペーンのお知らせ

2月1日より、富士ゼロックス製品紹介販売キャンペーンが3月末日まで行われています。

富士ゼロックス製品をご導入頂いた場合、特別支援のキャンペーンです。

詳細は、送付済みご案内状をご覧ください。担当営業又、は組合事務局までお問い合わせください。

組合日誌

平成26年2月26日第550回理事会が開催された。

1. 報告事項(各担当理事)

- 1-1 第549回理事会議事録の報告(巽副理事長)
小野事務局より巽副理事長より議事録確認済の件報告が有りました。
 - 1-2 401Kセミナー現在参加申込状況等(河村理事)<資料1>
現在の参加申込者数として組合員28名組合員以外1名関係者7名合計36名です。401k加入社で参加申込のない組合員へ事務局より再度お声掛けをします。
 - 1-3 平成25年度(平成26年1月14日)新年互礼会収支の件(小野事務局)<資料2>
*大抽選会の賞品代の支出が有った為組合負担額が増えました。また、経費では、コンパニオン等利用人数削減が有ったのでその分支出は減りました。
*当日急な欠席者3名の内1名分費用未入状態です。3月に再度ご請求致します。
3月末日までに入金がない場合経費処理とします。
*福味副理事長が別会場としてラグナヴェールの新地店を視察に行かれたが料理が出るのが遅いので良くないとのことでした。
 - 1-4 大阪府水道企業団訪問の件(藤田理事)
2月21日藤田理事が水道企業団を訪問されました。その内容を小野事務局より報告が有りました。
水道企業団担当者より1.直接見積もり依頼の自粛をします。2.次年度も今年度同様形式遂行承認します。
- ### 2. 協議事項(各担当理事)
- 2-1 総会までのスケジュールについて(小野事務局)<資料3>
3/31今年度終了後決算処理を進め、4/17決算理事会開催4/25監査を受けその後慰労会を梅田えんにて行います。
平成26年度(平成27年)新年互礼会は平成27年1月14日水曜日開催予定日とします。
 - 2-2 販売管理ソフト及びパソコン・ロボット掃除機購入の件(小野事務局)<資料4>
4/1からの消費税率変更に伴い現在稼働中のソフトの対応が難しくなりそのソフトを導入しているパソコンの保守も終了する為新ソフト及びパソコンの購入をします。
勤務効率化の為自動で稼働する掃除機の購入をします。
 - 2-3 50年誌本文企画について(小野事務局)<資料5>
*次の方を編集委員とし今後編集委員を中心として50年誌の作成を行います。但し、他の役員も協力をするものとします。
編集委員:桑田副理事長・巽副理事長・日笠理事・関理事・楠本理事長・小野事務局第1回編集委員会は3月19日理事会後です。
*楠本理事長案として賛助会員C・R・FX・KM様に広告を掲載して頂き、ついては、各社にまとまった部数印刷をお願いしてはどうかと思います。
- ### 3. 1月度会計報告(小野事務局)<資料6>
- 当月は累計で大幅な黒字です。2月3月に増収が見込めないで黒字が減少しますが昨年同様の推移であれば年度末は黒字で終了すると思われまます。
今日承認された消耗品関係の支出を見込んで教育情報事業費繰戻をすると黒字です。
- ### 4. その他
- ・富士ゼロックス役員研修会日程の件(7月18日~19日に決定しました。)
福味副理事長は欠席。満田専務理事は18日出席、19日は代理出席の予定です。理事会を当日開催しない事にします。従って7月分請求書締日変更については未定です。

組合日誌 平成26年1月15日から2月28日分

- | | |
|---|-----|
| ☆1月29日 リコセミナー「消費税増税改正内容と社内システムに与える影響」が開催された。 | P-2 |
| ☆2月6日 「Konicaminolta bizhub Fair 2014」が開催された。 | P-3 |
| ☆2月26日 第550回理事会が開催された。 | P-4 |
| ☆3月4日「事業主・実務担当者向け401kセミナー」が開催された。 | P-1 |

編集後記

感光紙の生産ストップまで余すところ2年となりました。ジアゾ機設置スペース1.5坪をどの様にするかを考えねばなりません、新たな生産財等をメーカー各位に期待するか、或いは「ゆとり」のスペースにするかを・・・。そうそう排気筒の処理もありますね。(記・桑田)
今月は弥生。巷では桜の香りのついた食品が出回り始めました。今年の桜前線は3月20日頃から5月初旬迄続くそうです。殊の外寒さが厳しかったこの冬。心も身体も春を待ちわびています。皆様にとって勢い盛んな春となりますように (記小野)